

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に於ては、
翌日発行)

目次
健康保険法による保険医療機関の指定
健康保険法による保険医の登録
生活保護法による医療機関の指定

地域森林計画の樹立
地域森林計画の変更
土地の用途廃止

道路の位置の指定

県が行なう指名競争入札に参加する者に必要な資格等
昭和三十九年四月鳥取県告示第二〇一号の一部改正
定例教育委員会の招集

鳥取県林業改良指導員資格試験の実施
一時保護を加えた児童の所有していたもの

告示

鳥取県告示第一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科目	開設者名	指定年月日	採点表
北村医院分院	岩美郡岩美町 大字浦富一丁目	内科	北村 正彦	昭和四十三年 十二月十六日	乙表点数表
北村医院	鳥取市湯所町 二丁目三番	内科、循環器科	北村 正彦	"	"
岩井医院	鳥取市朝月字 下島三番	内科、小児科	岩井 博	"	"
伊藤内科医院	米子市上福原 一五〇九	放射線科、小児科、皮膚泌尿器科	伊藤 敬吾	"	"
谷口皮膚泌尿器科医院	倉吉市上井	皮膚泌尿器科	谷口 充	"	"
医療法人十字	倉吉市瀬崎町	眼科、内科、小児科、外科、整形、泌尿器科、皮膚科、精神科、神経科	医療法人十字 理事長 野島鉄之助	"	"
会野島病院	二七一一の一	内科、小児科	"	二十八日	"
生田医院	日野郡江府町 大字武庫四丁目 六の二	内科	生田 正治	"	"
小松医院	鳥取市今町一丁目 二八	皮膚科、泌尿器科、外科、小児科	小松 邦美	昭和四十四年 一月一日	"
土井医院	東伯郡東郷町 松崎六の四	内科、小児科、循環器科	土井 学	"	十二日

鳥取県告示第二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令

第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和四十四年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
黒瀬 真之輔	米子市上福原一八八	鳥医 第一四〇四号	昭和四十三年十二月十八日

鳥取県告示第三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十三年 十二月十七日	世良田 医院	米子市和田町一 七〇	小児科、内科	世良田 昭

鳥取県告示第四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十三年 十二月十六日	北村 医院	鳥取市湯所町二丁 目二〇五の一番地	内科、循環器科	北村 正彦

鳥取県告示第五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定に基づき、倉吉森林計画区の地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十四年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部林務課

鳥取県倉吉地方農林振興局

鳥取県告示第六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第三項の規定に基づき、八頭森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十四年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部林務課

各森林計画区所管の地方農林振興局

鳥取県告示第七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十二月二十三日から用途廃止した。

昭和四十四年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方尺)	用 途
境港市渡町字上本小松二、九三一番地先	三七・九八	道路敷
外江町字上本小松三、〇八七番地先	二二・〇〇	"
渡町字西米山二、九二六番地先から	三四五・九八	"
二、八九五番地先まで	四八・七三	"
二、八九六番地先から	七・一三	"
二、八九五番地先まで	六二・〇三	"
外江町字上米山二、二九〇番地先から	五二・五七	"
二、二九一番地先まで	三八・〇六	"
二、二八六番地先	三三七・八七	水路敷
渡町字西米山二、九二二番地先から	五七・三九	"
二、九〇〇番地先まで		
二、八九九番地先から		
二、九〇六番地先まで		

鳥取県告示第八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十二月二十三日から用途廃止した。

昭和四十四年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方尺)	用 途
鳥取市大覚寺字井古田一五番地先	一六・三〇	道路敷

二六番地先から	四三・五六	"
二七番地先まで		
二五ノ一番地先から	二六・六四	水路敷
一五番地先まで		

鳥取県告示第九号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年十二月二十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市東品治三の二 有限会社湖東商事 代表取締役 森本保雄	鳥取市岩倉字頭園寺 二四六の四 二四六の三 二四六の二 二四六の一 二四六の四 二四六の三 二四六の二 二四六の一 岩美郡国府町大字奥谷字山崎 二二五の四 二二五の三 二二五の二 二二五の一 二二五の四 二二五の三 二二五の二 二二五の一 地先水路 二二五の四 二二五の三 二二五の二 二二五の一	幅員四・〇〇メートル 延長二七一・五〇メートル

鳥取県告示第十号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年十二月二十三日道路の位置を

指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
岩美郡国府町大字 大石五〇六	鳥取市湖山町字二本松西方元五の五 元五の元	幅員 四・〇〇 メートル
野津 三男	字白浜元四の四 元四の四 元四の五 元四の七 元四の九 元四の八 元四の九 元五の五 元五の三 元五の二 元五の四 元五の二 元五の四	延長 三七三・八〇 メートル
	字大寺屋北方元六の四 元六の四 元六の四 字池淵外浜一七九番の六	

鳥取県告示第十一号

昭和四十四年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供についての県が行なう指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手續等について、次のとおり定めたとの告示する。

昭和四十四年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行なつた審査の結果に基づき、契約の種類に応じて契約の予定金

額に対応させて定めた資格とする。

- (一) 資格審査願提出前二箇年の各事業年度における製造高又は販売高及び収入高
- (二) 従業員の数
- (三) 資本の額
- (四) 営業年数
- (五) 機械装置及び車両運搬具等の保有量
- (六) 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

二 資格審査の手續き

(一) 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和四十四年二月二十八日までに県出納室に提出しなければならない。ただし、提出期限については知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

(二) 添付書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、印刷、工事用材料販売、清掃、測量設計、採石又は測量に係る業を営む者以外の者で、昭和四十三年年度の資格を得るため提出した指名競争入札参加資格審査願の記載事項に著しい変動のないものについては、経営状態調書を添付すればたり。

- イ 経営状態調書（様式第二号）
- ロ 営業用機械器具調書（様式第三号）

ハ 貸借対照表(資格審査願提出前一箇年の事業年度分のもの)(様式第四号)

ニ 資格審査願提出前一箇年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)及び鳥取県の県税(事業税及び自動車税に限る。)の納税済を証する書面

ホ 営業証明書(法人にあつては法人登記の謄本、個人にあつては市町村長の証明書)

ヘ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書面

ト 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書面

チ 印鑑証明書

リ 採石業を営む者は、前年度に鳥取県に納入した実績(金額)を証する書面

三 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、資格が決定したときは、その旨を本人に通知する。

四 資格の有効期間

一 による資格の有効期間は、昭和四十四年度限りとする。ただし、昭和四十五年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第1号

指名競争入札参加資格審査願

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

商号又は名称

電話番号 局 番

氏 名

Ⓔ

営 業 種 目 (詳細は業態調書参照)	
------------------------	--

製造の請負

このたび 物件の売買 の指名競争入札に参加する資格を得たいので
役務の提供

関係書類を添えてお願いします。

なお、この審査願のすべての記載事項は、事実と相違ないことを
誓約します。

店 舗 の 写 真 (名 刺 判)

事 業 所 の 位 置 (略 図)

注 用紙の大きさは、日本工業規格B列5とする。

様式第2号

経 営 業 態 調 査 書

00655

年 月 日

(1) 商号又は名称				氏 名				
(2) 所在地	本社、本店					(局)	番	
	営業所					(局)	番	
	出張所					(局)	番	
(3) 営業種目				特約店名 又は 代理店名				
(4) 営業年数 (創業設立 年 月 日)							年	
(5) 販 製 造 高 入 高 又 は 高	年度別	直前第2年度分決算より			直前第1年度分決算より			
	決算期別	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年間平均高		
	製造高、販売高 又は収入高	千円		千円		千円	千円	
経 営 規 模	(6) 流動資産	千円		(貸借対照表より)				
	(7) 流動負債	千円		× 100 = %			%	
	(8) 従業員 の 数	技術関係職員	事務関係職員	販売関係職員	その他の職員	計		
		人	人	人	人	人	人	
	(9) 資 本 の 額	区 分	直 前 決 算 時 千円		剰 余 欠 損 金 処 分 千円		計 千円	
資 本 金								
準 備 金								
積 立 金								
繰 越 欠 損 金 (繰 越 欠 損)								
	計					千円		
(10) 設 備	① 価 格 (取 得、製 作)	機 械 装 置	千円	車 両、運 搬 具	千円	工 具、器 具	千円	
	② 減 価 償 却 費							
	① - ② 価 格					千円		
(11) 摘 要								

備考 設備欄は、提出者は記入しないものとする。

様式第4号

貸借対照表 (年 月 日現在)

資 産 の 部		資 本 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金・預 金		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
売 掛 金		短 期 借 入 金	
原 材 料		未 払 金	
仕 掛 品		未 払 費 用	
製 品 (商 品)		預 り 金	
貯 蔵 品		前 受 金	
その他の流動資産		その他の流動負債	
計 (流動資産)		計 (流動負債)	
土 地		長 期 借 入 金	
固定資産(土地を除く。)		その他の固定負債	
無 形 固 定 資 産			
投 資		計 (固定負債)	
その他の固定資産			
		負 債 計	
計 (固定資産)		資本金及び剰余金	
		当 期 利 益 金	
繰 延 勘 定			
		計 (自己資本)	
合 計		合 計	

鳥取県告示第十二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(辭の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県大阪事務所 大阪市東区南久宝寺町二丁目五八の一」を「鳥取県大阪事務所 大阪市北区中之島三丁目三」に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十四年一月十日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

一 日時 昭和四十四年一月十六日 午後一時三十分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会会議室

三 議題 1 事務局人事について
2 その他

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥取県条例第11号)

第2条の規定により、昭和43年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和44年1月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、旧大学令(大正7年初令第388号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年初令第61号)による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程(昭和16年文部省令第54号)、専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)、旧実業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第4号)若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程(明治41年文部省令第32号)により林業に関する学科目の検定に合格した者

(2) 学校教育法による高等学校、旧中学校令(昭和18年勅令第36号)

による中等学校、旧実業学校令(明治32年勅令第29号)による実業学校、旧高等女学校令(明治32年勅令第31号)による高等女学校若しくは旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校を卒業した者又は大入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)若しくは旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和44年2月20日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの。
ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験
イ 研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験

研究又は教育

1 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

(注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書(第1号様式)を添え、昭和44年2月5日までに知事に提出すること。

2 試験実施方法

(1) 受験願書の受付期間

昭和44年1月20日から昭和44年2月10日まで(最終日の消印があるものは有効)

(2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県農林部造林課

(3) 試験の日時 筆記試験 昭和44年2月20日 8時30分から

口述試験 昭和44年2月20日 13時から

(4) 試験の場所

ア 試験は筆記試験と口述試験に分けて行なう。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学の卒業程度の林業技術及び林業知識について行なう。

ウ 必須項目 林業経営、造林、森林保護、特殊林産

選択項目 木材加工、林産化学、林業機械

エ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行なう。

3 出願書類

(1) 受験願書(第2号様式)

(2) 履歴書(第3号様式)

(3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

(4) 1の(3)に該当する者にあつては、1の(2)のイ又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書(第4号様式)

(5) 写真(最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無合紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

4 受験手数料及びその納付方法等

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに合格者に通知する。

6 その他

(1) 試験に関し不正行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又はもよりの地方農林振興局林業課に照会すること。郵便で照会の場合は、返信用切手を同封すること。

第1号様式 (日本標準規格 B 5)

受験資格認定申請書

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者であることの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事

殿

記

氏 名		
生 年 月 日		性 別
本 籍		
現 住 所		

第2号様式 (日本標準規格 B 5)

受験願書

収入証紙
はりつけ欄

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取県知事

殿

記

氏 名		
生 年 月 日		性 別
本 籍		
現 住 所		
選 択 項 目		

第3号様式

履 歴 書

氏 名	生 年 月 日	性 別
本 籍		
現 住 所		

学 歴

卒業年次	学校名及び専攻科目	所 在 地
年 月		

職 歴

勤 務 期 間	勤 務 場 所	職 名	業 務 内 容
年 月 から 年 月 まで			

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
氏 名 ㊟

第4号様式

職 歴 証 明 書

職 名
氏 名

年 月 日生

- 1 試験研究に従事した期間及び勤務場所
 - 2 教育に従事した期間及び勤務場所
 - 3 普及指導に従事した期間及び勤務場所
- 上記に相違ないことを証明する。

年 月 日

所 属 長 職 名
氏 名 ㊟

雑 報

次の金は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金について返還請求権を有する者は昭和44年1月10日から6箇月以内に申し出てください。

昭和44年1月10日

鳥取県中央児童相談所長

金品の名称	種 類	数 量	金 額	児童が金品を所持するに至った経緯
現 金	1,000円札 500円札	4 枚 1 枚	4,000円 500円	昭和43年5月16日午後3時頃八頭郡若桜町高野前の八束川上手に40才位の男2名がズボンをぬぎ魚とりをしていた。このズボンのポケットから傍取。後日拾得物として警察に届出したもの